

「納税資金の確保に金庫株の活用はいかがですか」

近年、非上場会社オーナーに相続が発生した場合、自社株式の評価額が高いため、相続税の支払が困難となるケースが見受けられます。

平成 29 年度税制改正では、非上場株式の評価方式の見直しにより、後継者の納税負担への配慮がなされていますが、株価の高い非上場会社にとり、後継者の納税資金の確保は引き続き大きな問題です。

この問題を解決し、納税資金を確保するために、金庫株の活用が有効な手段となる場合があります。

1. 金庫株とはどんなもの

金庫株とは、会社が自社株式を自社の株主から買い取り、保有しているものを言います。この金庫株は、平成 13 年の改正により保有する期間の定めがなくなり、自社で永久に持ち続けることが可能となりました。

2. 金庫株を活用した相続税対策

金庫株を活用した納税資金対策とは、後継者が相続により取得した自社株式の一部を会社に買い取ってもらい、その譲渡代金を後継者の相続税の納税資金に充てるというものです。その結果、後継者の相続税を会社に負担してもらうことができます。

また、相続により取得した自社株式を、金庫株とする場合には、所得税の計算上特例があります。

3. 金庫株に係る譲渡所得

個人が自社株式を自社に売却したときの課税関係は煩雑で、譲渡所得だけでなく、譲渡代金のうち、払込資本金額を超える部分は配当とみなされ、所得税等が最大で 55.945% 課されます。

ただし、相続により取得した自社株式を相続税の申告期限の翌日から 3 年以内に売却するときには特例の対象となり、すべて譲渡所得として、一律 20.315% と低い税率で済みます。

さらに、相続により取得した自社株式の譲渡は、相続税の取得費加算の対象となります。一定の要件をみたせば、支払った相続税の一部を使って税負担を減らすことができます。

4. 自社株式を譲渡する際の注意点

(1) 分配可能額の範囲内で

非上場会社の株主が、自社に株式を買い取るためには、貸借対照表上、純資産に一定の内部留保があることが必要です。

また、会社に資金が潤沢にないと譲渡代金を支払ったことにより、事業に支障をきたすことも考えられます。株式の購入代金が大きくなるケースでは、事前に銀行と相談し借入れなどで、資金調達を行う必要があります。

(2) 金庫株の譲渡後の株主構成に注意を

自社株式を金庫株とするときは、持株や議決権の割合が変わることによる自社への影響も事前に検討すべきでしょう。

(3) 金庫株の取得は適正額で

非上場会社の自社株式の売買については、税務上の適正額の把握が欠かせません。

会社の買取価額が、適正額よりも著しく高額又は低額な場合には、買取時の時価と実際の買取価額との差額に対し、課税される可能性があります。

	売主（個人）	買主（発行会社）
高額譲渡の高額部分	給料又は一時所得	寄付金又は認定賞与
低額譲渡の低額部分	みなし譲渡益課税	受贈益課税

5. 税務上の適正額について

上記の金庫株を売買する際の自社株式の適正額は、税務通達上は必ずしも明らかではなく実務家を悩ませる論点です。法人税法上の評価額や相続税法上の評価額を参酌して自社の適正な株価を算定しているのが実状です。

6. 最後に

納税資金の問題の解決策として、この他に、非上場株式等についての納税猶予の特例などもございますが、選択肢の一つとして金庫株の検討も必要ではないでしょうか。

（提供：朝日税理士法人）

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券

金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各店舗までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2017年2月1日現在)



SMBC日興証券

いっしょに、明日のこと。

Share the Future